

【管理運営状況公表様式】

令和4年度 県民福祉プラザの管理運営状況

県所管課	健康福祉部健康福祉政策課
指定管理者	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団 理事長 本堂 一作
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

1 管理業務の実施状況

業務区分	概要
施設の使用許可に関する業務	青森県県民福祉プラザ条例及び青森県県民福祉プラザ規則並びに県民福祉プラザ管理規程に基づき、適切な使用承認、使用料徴収及び県への実績報告を行い、使用料を納付している。
施設の維持に関する業務	清掃、警備等の維持管理の業務について再委託し、再委託にあたっては、競争入札等により受託業者を決定するとともに、当事業団内には他にも社会福祉施設があることから、当事業団のスケールメリットを活かし一括競争入札等により受託業者を決定し、経費節減に努めながら維持管理業務を適正に行っている。

2 管理施設の利用状況

利用指標	年度	計画	実績	計画対比	前年度対比
有料研修室利用者数(人)	H30	116,000	97,459	84.0%	89.0%
	R1	105,000	94,904	90.4%	97.4%
	R2	100,000	41,370	41.4%	43.6%
	R3	20,000	13,810	69.1%	33.4%
	R4	100,000	46,782	46.8%	338.8%
有料研修室利用件数(件)	H30	3,580	3,241	90.6%	96.7%
	R1	3,400	3,315	97.5%	102.3%
	R2	3,300	2,275	68.9%	68.6%
	R3	1,100	702	63.8%	30.9%
	R4	3,000	2,617	87.2%	372.8%

【増減理由】

利用者数は前年度比 338.8% (32,972 人) 増、利用件数は 372.8% (1,915 件) 増である。
 令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策による制限措置に加え、館内の大規模改修による休館の影響で利用者数・利用件数ともに大きく減少した。令和4年度も同様に、新型コロナウイルス感染症予防対策による制限措置や大規模改修による県民ホール休館の影響があったものの、新たな利用形態に対応するため全研修室に Wi-Fi 環境の整備を行ったことが定着し、オンライン研修やリモート会議といった利用が増えたことで、利用件数は大きく回復した。
 また、会議室の予約については、令和元年度に施設予約システムを導入し、Web 上で 24 時間予約可能な体制づくりを構築したことで空き状況がすぐに分かるようになり、利便性の向上につながっている。

3 評価結果

評価項目	指定管理者自己評価	県所管課	
		評価	コメント
①サービスの維持・向上に向けた取組が適切に行われているか。	4	4	職員の接客・接遇マナー向上のための取組に加え、利用者の意見や苦情を把握する体制を構築している。また、Wi-Fiの整備やインターネット予約システムの導入など、サービスの維持・向上に向けた取組がされている。
②利用促進に向けた取組が適切に行われているか。	4	4	ホームページやパンフレットの活用に加え、法人が所管する機関誌へ利用案内を掲載するなど、利用促進に向けた取組を行っているとともに、障害者就労の場の提供等を積極的に実施している。
③施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	4	4	清掃業務等を効率にも配慮しながら効果的に実施しており、利用者が快適に利用できる状態が保たれている。また、委託業者との連携や防犯カメラによる不審者対策を実施している。
④緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	4	4	県民福祉プラザの入居団体に構成された自衛消防組織を設置し、マニュアルを整備するとともに、入居団体と合同で訓練を行うなど、災害発生時の対応体制の更なる充実を図っている。
⑤指定管理料が適正に執行されているか。	4	4	施設の管理運営に必要な経費を適正に執行しており、そのうえで、経営上の工夫や、利用者・入居団体も含めた光熱水費の節約により経費節減に努めている。
⑥成果目標達成のために努力が図られ、成果が上がっているか。	3	3	利用者情報登録制による施設予約システムの導入により利用機会の確保に努め、感染症対策という制約の中で可能な限りの取組を行っている。
⑦その他法令等を遵守した管理運営が行われているか。	4	4	個人情報保護についてはガイドラインを作成し、組織的な意識共有が行われている。 労働法令も遵守されている。
総合評価	4	4	オンライン研修やリモート会議といった新たな利用形態に対応するため、Wi-Fiの全研修室への整備などサービスの維持・向上や利用促進に向けた積極的な取組が実施されている。また、経費削減に努めながら管理運営が適正に実施されている。

○評価基準

- 5 (秀) : 業務水準書等の内容を上回り、特筆すべき実績を上げている。
- 4 (優) : 業務水準書等の内容を上回り、優れた実績を上げている。
- 3 (良) : 業務水準書等の内容が満たされている。
- 2 (可) : 業務水準書等の内容が満たされず、一部改善を要する。
- 1 (不可) : 業務水準書等の内容が満たされず、重大な改善を要する。